

# ○岐阜市消防安全管理規程

昭和 60 年 4 月 1 日  
消防本部訓令乙第 2 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、岐阜市における消防の職場及び職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。

### (総括安全責任者の責務)

第 2 条 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理について総括し、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

### (所属長の責務)

第 3 条 所属長は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

### (安全責任者の責務)

第 4 条 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この規程に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

### (指揮者の責務)

第 5 条 訓練時及び警防活動時等の指揮者は、常に職員の活動状況等を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。

### (職員の責務)

第 6 条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長及び安全責任者が、この規程に基づいて実施する安全管理上の措置に従わなければならない。

2 職員は、訓練時及び警防活動時等においては、指揮者が行う訓練及び警防活動等に必要な指示に従うほか、安全管理上の指示に従わなければならない。

## 第 2 章 安全管理体制

### 第 1 節 総括安全責任者等

#### (総括安全責任者)

第 7 条 消防本部に総括安全責任者を置く。

2 総括安全責任者は、消防本部次長をもって充てる。

3 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括するとともに、所属長、安全責任者その他安全管理に關係ある者を監督指導する。

(安全責任者)

第 8 条 消防本部及び消防署に安全責任者を置く。

2 安全責任者は、消防本部にあっては各課の管理監又は主幹、消防署にあっては副署長をもって充てる。

3 安全責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。

(1) 危険防止に関すること。

(2) 安全教育に関すること。

(3) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(4) 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること。

(5) 安全管理に関する記録等の整備に関すること。

(6) その他安全管理に関すること。

4 安全責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。

5 所属長は、安全責任者を選任したときは、当該安全責任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならぬ。

(安全担当者)

第 9 条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、消防本部、消防署及び分署に安全担当者を置く。

2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け安全に関する事務を誠実に行わなければならない。

3 安全担当者は、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。

(安全責任者等に対する教育等)

第 9 条の 2 所属長は、安全の水準の向上を図るため、安全責任者及び安全担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るために教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

(訓練時等の安全管理体制)

第 10 条 訓練時等の安全管理に関する事項については、別に定める「岐阜市消防訓練時等安全管理要綱」によるものとする。

第 2 節 総括安全関係者会議等

(総括安全関係者会議等)

第 11 条 消防本部に総括安全関係者会議を置く。

2 総括安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること。
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。
- (4) 公務災害の原因、調査及び再発防止に関すること。
- (5) その他安全管理上重要な事項に関すること。

(総括安全関係者会議の構成)

第 12 条 総括安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総括安全責任者
- (2) 所属長
- (3) 安全責任者のうち消防長が指名する者

2 総括安全関係者会議の議長は、総括安全責任者をもって充てる。

3 議長は議事に関し必要と認める場合は、学識経験を有する者又は議事に關係ある職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(総括安全関係者会議の開催)

第 13 条 総括安全関係者会議は、年 1 回以上開催するものとし議長が召集する。

2 総括安全関係者会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。

(総括安全関係者会議委員の任期)

第 14 条 第 12 条第 1 項第 3 号に定める委員の任期は 1 年とする。ただし、再任することを妨げない。

(総括安全関係者会議の事務局)

第 15 条 総括安全関係者会議の事務局は、消防本部消防総務課内に置く。(安全関係者会議)

第 16 条 消防本部並びに中消防署、南消防署、北消防署及び瑞穂消防署に安全関係者会議を置く。

2 安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること。
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。

(4) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(5) その他職員の安全確保に関すること。

(安全関係者会議の構成等)

第 17 条 安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。

(1) 所属長

(2) 安全責任者

(3) 安全担当者のうち所属長が指名した者

(4) その他職員のうちから所属長が指名した者

2 安全関係者会議の議長は、前項第 1 号に定める者（消防本部にあっては、消防総務課長）をもって充てる。

3 議長が必要と認める場合、学識経験を有する者又は議事に關係ある職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(安全関係者会議の開催)

第 18 条 安全関係者会議は、1 月に 1 回以上とし議長が召集する。

2 安全関係者会議は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければこれを開催することができない。

(安全関係者会議委員の任期)

第 19 条 第 17 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、1 年とする。

但し、再任することを妨げない。

(安全関係者会議の事務局)

第 20 条 安全関係者会議の事務局は、消防本部消防総務課並びに中消防署、南消防署、北消防署及び瑞穂消防署に置く。

(補則)

第 21 条 総括安全関係者会議及び安全関係者会議の運営について必要な事項は、この規程に定めるほか、それぞれ総括安全関係者会議及び安全関係者会議が別に定める。

### 第 3 章 安全管理業務

#### 第 1 節 安全教育

(一般教育)

第 22 条 所属長は、職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、あらかじめ定める教育計画に基づき安全管理に関する教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第 23 条 所属長は、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。

- (1) 新たに採用された者
- (2) その他消防長が特に必要と認めた者

## 第 2 節 安全巡視等

### (総括安全責任者巡視)

第 24 条 総括安全責任者は、少なくとも毎年 1 回庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

### (安全責任者巡視)

第 25 条 安全責任者は、少なくとも毎年 1 回庁舎、訓練施設等を巡視し、職員の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

### (安全担当者巡視)

第 26 条 安全担当者は、必要に応じ庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告をしなければならない。

2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

### (庁舎、訓練施設等の整備等)

第 27 条 所属長は、常に安全管理に配慮し、庁舎、訓練施設等の整備に努めるとともに必要に応じ安全管理措置を講じなければならない。

### (消防資器材の点検整備)

第 28 条 消防車両及び消防資器材の点検、整備は、消防用機械器具管理要綱によるものとする。

## 第 4 章 記録及び報告等

第 29 条 安全責任者は、次の各号に掲げる安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じて消防長に報告しなければならない。

- (1) 総括安全関係者会議録
- (2) 安全関係者会議録
- (3) 安全教育実施記録
- (4) 安全巡視等の結果記録
- (5) その他安全管理上必要な記録

2 各種記録及び報告等の文書の保存期間は、3 年とする。ただし、所属長が必要と認める場合は、当該文書の保存期間を延長することができる。

### (補則)

第 30 条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年消防本部訓令乙第 4 号)

(施行期日)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年消防本部訓令乙第 8 号)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年消防本部訓令乙第 3 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年消防本部訓令乙第 3 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年消防本部訓令乙第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年消防本部訓令乙第 10 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年消防本部訓令乙第 1 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年消防本部訓令乙第 1 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年消防本部訓令乙第 1 号)

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。